

なくそう！望まない受動喫煙

2020年4月から飲食店やオフィス・事務所など、
様々な施設でスタートしています。

上記以外の施設

- 事務所
- 工場
- ホテル、旅館
- 飲食店
- 旅客運送事業船舶、鉄道
- 国会、裁判所 等

※個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

↑ 経営判断 等

経過措置

■既存の経営規模の 小さな飲食店

個人又は中小企業が経営/
客席面積100㎡以下

原則屋内禁煙

(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)

経営判断により選択

店内禁煙



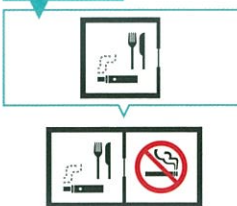
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の
喫煙室設置

喫煙可能な場所である旨を 掲示することにより、店内で喫煙可能

全ての施設で喫煙可能部分には、

- ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
- ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、
非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

飲食可



店内での喫煙可

2020年
4月1日施行

受動喫煙を取り巻く各種データ

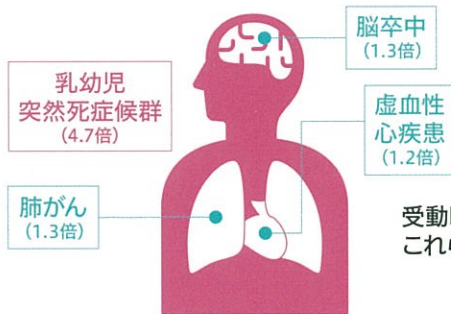


国民の **8** 割以上は非喫煙者



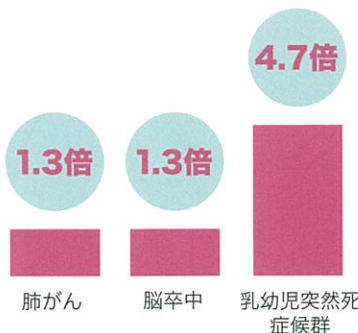
飲食店 **37%** 遊技場 **30%** 職場 **28%**

非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所
出典：平成30年国民健康・栄養調査



年間 **15,000人** が、

受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で死亡せずに済んだと推計。



受動喫煙を受けている者の 「り患リスク」は高い

※受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、
病気になるリスクが何倍か

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会 報告書」
国立がん研究センター がん情報サービス

令和3年の生衛業受動喫煙防止対策助成金については、(公財)三重県生活衛生営業指導センターにお問い合わせください。

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
TEL:059-225-4181 <https://www.seiei.or.jp/mie/>